災害時における相互援助協定

（趣旨）
第１条　この協定は、災害時における応急対策の万全を期し、岐阜県羽島市と京都府向日市が物資等の相互援助を行うことについて定めるものとする。
（要請）
第２条　災害の発生により援助の要請をすることが必要であると認めるときは、文書をもって次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し事後文書を提出するものとする。
（１）災害の状況及び要請理由
（２）食料、飲料水及び生活必需物資並びに必要とする資器材等の種類、数量
（３）必要とする時間
（４）希望する場所
（５）その他必要事項
（業務の実施）
第３条　援助の要請を受けた市は、これを実施するものとする。
（維持管理）
第４条　援助のために要請した資器材等の維持管理については、援助を要請した市が行うものとする。
（経費）
第５条　第３条の業務実施及び前条の維持管理に要した費用は、援助を要請した市が負担するものとする。
（連絡責任者）
第６条　第２条に掲げる要請に関する事項の連絡の確実及び円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を置く。
（１）羽島市市民部防災交通課長
（２）向日市環境企画室市民安全課長
（その他）
第７条　この協定の実施に関して必要な事項、及びこの協定に定めのない事項は双方が協議して定めるものとする。
（有効期限）
第８条　この協定の有効期間は、平成８年１月１０日から平成１１年１月９日までとする。
２　前項の期間満了の１か月前までに、双方からこの協定改正の意思表示がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後同様とする。

平成８年１月１０日

岐阜県羽島市長

京都府向日市長

災害時における相互援助協定に関する実施細目

（趣旨）

第１　この実施細目は、災害時における相互援助協定（以下「協定」という。）第７条の規定に基づき、協定に必要な事項を定めるものとする。

（資料の交換）

第２　協定に基づく援助活動が、円滑に行われるよう、毎年１回地域防災計画と食料や飲料水等の備蓄数量の資料を相互に交換するものとする。

（職員に要する経費負担等）

第３　協定第５条に定める経費のうち、援助に要する職員の経費の負担等について次のとおりとする。

（１）援助をした市の職員が、援助業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、援助をした市の負担とする。

（２）援助をした市の職員が、業務上第三者に被害を与えた場合において、その被害が応援業務の従事中に生じたものについては、援助を要請した市が、また、援助を要請した市への往復の途中において生じたものについては、援助をした市が賠償の責とする。

（援助物資等の経費）

第４条　援助物資等の経費について、次に定めるところにより算出した額とする。

（１）備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

（２）車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

（請求方法）

第５　第４で定める請求は、援助をした市の市長名による請求書（関係書類添付）により、援助を要請した市長に請求する。

２　前項の規定により難いときは、双方が協議して定める。

（その他）

第６　援助を行う市の職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

２　援助を行う市の職員は、自治体名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

災害時における相互援助協定の変更協定

岐阜県羽島市と京都府向日市は、災害時における協定について平成８年１月１０日付けで締結した災害時における相互援助協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第６条を次のように変更する。

（連絡窓口）

第６条　第２条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実及び円滑に行うことができるよう、常に連絡担当部局、連絡責任者、電話番号その他連絡に必要な事項を相互に明らかにしておくものとする。

以上のとおり協定を締結したことの証として、この協定書２通を作成し、双方記名押印の上、現協定書とともにそれぞれ１通を保有する。

平成２８年４月１日

岐阜県羽島市長

京都府向日市長

災害時における相互援助協定

（趣旨）
第１条　この協定は、災害時における応急対策の万全を期し、岐阜県羽島市と奈良県桜井市が物資等の相互援助を行うことについて定めるものとする。
（要請）
第２条　災害の発生により援助の要請をすることが必要であると認めるときは、文書をもって次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。
（１）災害の状況及び要請理由
（２）食料、飲料水及び生活必需物資並びに必要とする資器材等の種類、数量
（３）必要とする時間
（４）希望する場所
（５）その他必要事項
（業務の実施）
第３条　援助の要請を受けた市は、これを実施するものとする。
（維持管理）
第４条　援助のために要請した資器材等の維持管理については、援助を要請した市が行うものとする。
（経費）
第５条　第３条の業務実施及び前条の維持管理に要した費用は、援助を要請した市が負担するものとする。
（連絡責任者）
第６条　第２条に掲げる要請に関する事項の連絡の確実及び円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を置く。
（１）羽島市市民部防災交通課長
（２）桜井市市長公室企画課長
（その他）
第７条　この協定の実施に関して必要な事項、及びこの協定に定めのない事項は、双方が協議して定めるものとする。
（有効期限）
第８条　この協定の有効期間は、平成８年４月１９日から平成１１年４月１８日までとする。
２　前項の期間満了の１か月前までに、双方からこの協定改正の意思表示がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後同様とする。

平成８年４月１９日

岐阜県羽島市長

奈良県桜井市長

災害時における相互援助協定に関する実施細目

（趣旨）

第１　この実施細目は、災害時における相互援助協定（以下「協定」という。）第７条のに基づき、協定に必要な事項を定めるものとする。

（資料の交換）

第２　協定に基づく援助活動が、円滑に行われるよう、毎年１回地域防災計画と食料や飲料水等の備蓄数量の資料を相互に交換するものとする。

（職員に要する経費負担等）

第３　協定第５条に定める経費のうち、援助に要する職員の経費の負担等について次のとおりとする。

（１）援助をした市の職員が、援助業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、援助をした市の負担とする。

（２）援助をした市の職員が、業務上第三者に被害を与えた場合において、その被害が応援業務の従事中に生じたものについては、援助を要請した市が、また、援助を要請した市への往復の途中において生じたものについては、援助をした市が賠償の責とする。

（援助物資等の経費）

第４条　援助物資等の経費について、次に定めるところにより算出した額とする。

（１）備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

（２）車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損または故障が生じた場合の修理費

（請求方法）

第５　第４で定める請求は、援助をした市の市長名による請求書（関係書類添付）により、援助を要請した市長に請求する。

２　前項の規定により難いときは、双方が協議して定める。

（その他）

第６　援助を行う市の職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

２　援助を行う市の職員は、自治体名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

災害時における相互援助協定の変更協定

岐阜県羽島市と奈良県桜井市は、災害時における協定について平成８年４月１９日付けで締結した災害時における相互援助協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第６条第１号中「羽島市市民部防災交通課長」を「羽島市市長室危機管理課長」に、同条第 2 号中「桜井市市長公室企画課長」を「桜井市危機管理課長」に変更する。

以上のとおり協定を締結したことの証として、この協定書２通を作成し、双方記名押印の上、現協定書とともにそれぞれ１通を保有する。

平成２８年４月１日

岐阜県羽島市長

奈良県桜井市長

災害時における相互援助協定

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時における応急対策の万全を期し、岐阜県羽島市と三重県鈴鹿市が物資等の相互援助を行うことについて定めるものとする。

（要請）

第２条　災害の発生により援助の要請をすることが必要であると認めるときは、文書をもって次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（１）災害の状況及び要請理由

（２）食料、飲料水及び生活必需物資並びに必要とする資機材等の種類、数量

（３）必要とする時間

（４）希望する場所

（５）その他必要事項

（業務の実施）

第３条　援助の要請を受けた市は、これを実施するものとする。

（維持管理）

第４条　援助のために要請した資機材等の維持管理については、援助を要請した市が行うものとする。

（経費）

第５条　第３条の業務実施及び前条の維持管理に要した費用は、援助を要請した市が負担するものとする。

（連絡責任者）

第６条　第２条に掲げる要請に関する事項の連絡の確実及び円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を置く。

（１）羽島市市民部防災交通課長

（２）鈴鹿市生活安全部防災安全課長

（その他）

第７条　この協定の実施に関して必要な事項、及びこの協定に定めのない事項は、双方が協議して定めるものとする。

（有効期限）

第８条　この協定の有効期限は、平成１９年１１月２９日から平成２０年１１月２８日までとする。

２　前項の期間満了の１か月前までに、双方からこの協定改正の意思表示がないときは、さらに１年間延長するものとし、以降同様とする。

平成１９年１１月２９日

岐阜県羽島市長

三重県鈴鹿市長

災害時における相互援助協定に関する実施細目

（趣旨）

第１　この実施細目は、災害時における相互援助協定（以下「協定」という。）第７条に基づき、協定に必要な事項を定めるものとする。

（資料の交換）

第２　協定に基づく援助活動が円滑に行われるよう、毎年１回地域防災計画と食料や飲料水等の備蓄数量の資料を相互に交換するものとする。

（職員に要する経費負担等）

第３　協定第５条に定める経費のうち、援助に要する職員の経費の負担等については次のとおりとする。

（１）援助をした市の職員が、援助業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、援助をした市の負担とする。

（２）援助をした市の職員が、業務上第三者に被害を与えた場合において、その被害が応援業務の従事中に生じたものについては、援助を要請した市が、また、援助を要請した市への往復の途中において生じたものについては、援助をした市が賠償の責を負うものとする。

（援助物資等の経費）

第４　援助物資等の経費について、次に定めるところにより算出した額とする。

（１）備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

（２）車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損または故障が生じた場合の修理費

（請求方法）

第５　第４で定める経費の請求は、援助をした市の市長名による請求書（関係書類添付）により、援助を要請した市長に請求する。

２　前項の規定により難いときは、双方が協議して定める。

（その他）

第６　援助を行う市の職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

２　援助を行う市の職員は、自治体名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

災害時における相互援助協定の変更協定

岐阜県羽島市と三重県鈴鹿市は、災害時における協定について平成１９年１１月２９日付けで締結した災害時における相互援助協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第６条第１号中「羽島市市民部防災交通課長」を「羽島市市長室危機管理課長」に、同条第２号中「鈴鹿市生活安全部防災安全課長」を「鈴鹿市危機管理部防災危機管理課長」に変更する。

以上のとおり協定を締結したことの証として、この協定書２通を作成し、双方記名押印の上、現協定書とともにそれぞれ１通を保有する。

平成２８年４月１日

岐阜県羽島市長

三重県鈴鹿市長

災害時における相互援助協定

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時における応急対策の万全を期し、岐阜県羽島市と福井県南越前町が物資等の相互援助を行うことについて定めるものとする。

（要請）

第２条　災害の発生により援助の要請をすることが必要であると認めるときは、文書をもって次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（１）災害の状況及び要請理由

（２）食料、飲料水及び生活必需物資並びに必要とする資機材等の種類、数量

（３）必要とする時間

（４）希望する場所

（５）その他必要事項

（業務の実施）

第３条　援助の要請を受けた市町は、これを実施するものとする。

（維持管理）

第４条　援助のために要請した資機材等の維持管理については、援助を要請した市町が行うものとする。

（経費）

第５条　第３条の業務実施及び前条の維持管理に要した費用は、援助を要請した市町が負担するものとする。

（連絡責任者）

第６条　第２条に掲げる要請に関する事項の連絡の確実及び円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を置く。

（１）羽島市市民部防災交通課長

（２）南越前町総務課長

（その他）

第７条　この協定の実施に関して必要な事項、及びこの協定に定めのない事項は、双方が協議して定めるものとする。

（有効期限）

第８条　この協定の有効期限は、平成２３年７月２日から平成２４年７月１日までとする。

２　前項の期間満了の１か月前までに、双方からこの協定改正の意思表示がないときは、さらに１年間延長するものとし、以降同様とする。

平成２３年７月２日

岐阜県羽島市長

福井県南越前町長

災害時における相互援助協定に関する実施細目

（趣旨）

第１　この実施細目は、災害時における相互援助協定（以下「協定」という。）第７条に基づき、協定に必要な事項を定めるものとする。

（資料の交換）

第２　協定に基づく援助活動が円滑に行われるよう、毎年１回地域防災計画と食料や飲料水等の備蓄数量の資料を相互に交換するものとする。

（その他必要事項の例）

第３　協定第２条第５号その他必要事項について、援助を要請する市町長は援助をする市町長と事前の協議のうえ、物資・資機材の援助要請のほか、災害の種類、被害の程度により職員の人的応援及び被災者の広域避難先として施設の提供等を要請することができる。ただし、施設の提供期間は、原則として１箇月以内とする。

（職員に要する経費負担等）

第４　協定第５条に定める経費のうち、援助に要する職員の経費の負担等については次のとおりとする。

（１）援助をした市町の職員が、援助業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、援助をした市町の負担とする。

（２）援助をした市町の職員が、業務上第三者に被害を与えた場合において、その被害が応援業務の従事中に生じたものについては、援助を要請した市町が、また、援助を要請した市町への往復の途中において生じたものについては、援助をした市町が賠償の責を負うものとする。

（援助物資等の経費）

第５　援助物資等の経費について、次に定めるところにより算出した額とする。

（１）備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

（２）施設、車両及び機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損または故障が生じた場合の修理費

（請求方法）

第６　第４で定める経費の請求は、援助をした市町の市町長名による請求書（関係書類添付）により、援助を要請した市町長に請求する。

２　前項の規定により難いときは、双方が協議して定める。

（その他）

第７　援助を行う市町の職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

２　援助を行う市町の職員は、自治体名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

附　則

この実施細目は、平成２３年７月２日から適用する。

附　則

この実施細目は、令和３年４月１日から適用する。

災害時における相互援助協定の変更協定

岐阜県羽島市と福井県南越前町は、災害時における協定について平成２３年７月２日付けで締結した災害時における相互援助協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第６条第１号中「羽島市市民部防災交通課長」を「羽島市市長室危機管理課長」に変更する。

以上のとおり協定を締結したことの証として、この協定書２通を作成し、双方記名押印の上、現協定書とともにそれぞれ１通を保有する。

平成２８年４月１日

岐阜県羽島市長

福井県南越前町長

災害時における相互援助協定

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時における応急対策の万全を期し、茨城県守谷市と岐阜県羽島市が人員、物資等の相互援助を行うことについて定めるものとする。

（要請）

第２条　災害の発生により援助の要請をすることが必要であると認めるときは、文書をもって次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し事後文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び要請理由

(2) 食料、飲料水、生活必需物資及び必要とする資器材等の種類、数量、並びに必要とする人員の数

(3) 必要とする時間

(4) 希望する場所

(5) その他必要事項

（業務の実施）

第３条　援助の要請を受けた市は、これを実施するものとする。

（維持管理）

第４条　援助のために要請した資器材等の維持管理については、援助を要請した市が行うものとする。

（経費）

第５条　第３条の業務実施及び前条の維持管理に要した費用は、援助を要請した市が負担するものとする。

（連絡責任者）

第６条　第２条に掲げる要請に関する事項の連絡の確実及び円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を置く。

(1) 守谷市生活経済部交通防災課長

(2) 羽島市市民部防災交通課長

（その他）

第７条　この協定の実施に関して必要な事項、及びこの協定に定めのない事項は双方が協議して定めるものとする。

（有効期限）

第８条　この協定の有効期間は、平成２６年９月１日から平成２７年８月３１日までとする。

２　前項の期間満了の１か月前までに、双方からこの協定改正の意思表示がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、記名押印し、各自その１通を保有する。

平成２６年９月１日

茨城県守谷市長

岐阜県羽島市長

災害時における相互援助協定に関する実施細目

（趣旨）

第１　この実施細目は、災害時における相互援助協定（以下「協定」という。）第７条の規定に基づき、協定に必要な事項を定めるものとする。

（資料の交換）

第２　協定に基づく援助活動が、円滑に行われるよう、毎年１回地域防災計画と食料や飲料水等の備蓄数量の資料を相互に交換するものとする。

（職員に要する経費負担等）

第３　協定第５条に定める経費のうち、援助に要する職員の経費の負担等については次のとおりとする。

(1) 援助をした市の職員が、援助業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、援助をした市の負担とする。

(2) 援助をした市の職員が、業務上第三者に被害を与えた場合において、その被害が応援業務の従事中に生じたものについては、援助を要請した市が、また、援助を要請した市への往復の途中において生じたものについては、援助をした市が賠償の責とする。

（援助物資等の経費）

第４　援助物資等の経費について、次に定めるところにより算出した額とする。

(1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(2) 車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

（請求方法）

第５　第４で定める請求は、援助をした市の市長名による請求書（関係書類添付）により、援助を要請した市長に請求する。

２　前項の規定により難いときは、双方が協議して定める。

（その他）

第６　援助を行う市の職員は、災害の状況に応じ、必要な被覆、当座の食料等を携行するものとする。

２　援助を行う市の職員は、自治体名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

災害時における相互援助協定の変更協定

茨城県守谷市と岐阜県羽島市は、災害時における協定について平成２６年９月１日付けで締結した災害時における相互援助協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第６条第２号中「羽島市市民部防災交通課長」を「羽島市市長室危機管理課長」に変更する。

以上のとおり協定を締結したことの証として、この協定書 2 通を作成し、双方記名押印の上、現協定書とともにそれぞれ１通を保有する。

平成２８年４月１日

茨城県守谷市長

岐阜県羽島市長

災害時における相互援助協定

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時における応急対策の万全を期し、岐阜県羽島市と長野県須坂市が人員、物資等の相互援助を行うことについて定めるものとする。

（要請）

第２条　災害の発生により援助の要請をすることが必要であると認めるときは、文書をもって次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し事後文書を提出するものとする。

(1)災害の状況及び要請理由

(2)食料、飲料水、生活必需物資及び必要とする資器材等の種類、数量、並びに必要とする人員の数

(3)必要とする時間

(4)希望する場所

(5)その他必要事項

（業務の実施）

第３条　援助の要請を受けた市は、これを実施するものとする。

（維持管理）

第４条　援助のために要請した資器材等の維持管理については、援助を要請した市が行うものとする。

（経費）

第５条　第３条の業務実施及び前条の維持管理に要した費用は、援助を要請した市が負担するものとする。

（連絡責任者）

第６条　第２条に掲げる要請に関する事項の連絡の確実及び円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を置く。

(1) 羽島市市民部防災交通課長

(2) 須坂市総務部総務課長

（その他）

第７条　この協定の実施に関して必要な事項、及びこの協定に定めのない事項は双方が協議して定めるものとする。

（有効期限）

第８条　この協定の有効期間は、平成２６年１０月３１日から平成２７年１０月３０　日までとする。

２　前項の期間満了の１か月前までに、双方からこの協定改正の意思表示がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、署名押印し、各自その１通を保有する。

平成２６年１０月３１日

岐阜県羽島市長

長野県須坂市長

災害時における相互援助協定に関する実施細目

（趣旨）

第１　この実施細目は、災害時における相互援助協定（以下「協定」という。）第７条の規定に基づき、協定に必要な事項を定めるものとする。

（資料の交換）

第２　協定に基づく援助活動が、円滑に行われるよう、毎年１回地域防災計画と食料や飲料水等の備蓄数量の資料を相互に交換するものとする。

（職員に要する経費負担等）

第３　協定第５条に定める経費のうち、援助に要する職員の経費の負担等については次のとおりとする。

(1) 援助をした市の職員が、援助業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、援助をした市の負担とする。

(2) 援助をした市の職員が、業務上第三者に被害を与えた場合において、その被害が応援業務の従事中に生じたものについては、援助を要請した市が、また、援助を要請した市への往復の途中において生じたものについては、援助をした市が賠償の責とする。

（援助物資等の経費）

第４　援助物資等の経費について、次に定めるところにより算出した額とする。

(1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(2) 車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

（請求方法）

第５　第４で定める請求は、援助をした市の市長名による請求書（関係書類添付）により、援助を要請した市長に請求する。

２　前項の規定により難いときは、双方が協議して定める。

（その他）

第６　援助を行う市の職員は、災害の状況に応じ、必要な被覆、当座の食料等を携行するものとする。

２　援助を行う市の職員は、自治体名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

災害時における相互援助協定の変更協定

岐阜県羽島市と長野県須坂市は、災害時における協定について平成２６年１０月３１日付けで締結した災害時における相互援助協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第６条第１号中「羽島市市民部防災交通課長」を「羽島市市長室危機管理課長」に変更する。

以上のとおり協定を締結したことの証として、この協定書２通を作成し、双方記名押印の上、現協定書とともにそれぞれ１通を保有する。

平成２８年４月１日

岐阜県羽島市長

長野県須坂市長

災害時相互応援協定

岐阜県羽島市と大阪府阪南市（以下「協定市」という。）は、相互扶助の精神に基づき、災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する災害をいう。以下同じ。）の発生時において相互に応援することに関し、次のとおり協定を締結する。

（相互応援）

第１条　協定市は、そのいずれかの区域において災害が発生した場合に、災害が発生した市（以下「被災市」という。）に対し、もう一方の市が被災市の行う災害応急対策に関し応援するものとする。

２　前項の規定により行う応援は、応援を行う市（以下「応援市」という。）において業務に重大な支障がない限り行うものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

⑴　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

⑵　応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

⑶　応急復旧等に必要な職員（以下「応援従事職員」という。）の派遣

⑷　前各号に掲げるもののほか、被災市から要請のあった事項

（応援の要請）

第３条　被災市は、前条各号の応援を受けようとするときは、法第６７条第１項の規定により応援市に応援を求めるものとする。

２　前項の規定により応援を求める方法は、次に掲げる事項を明記の上、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、状況に応じて電話その他の早期に情報の伝達が可能な方法により要請し、事後文書を提出するものとする。

⑴　災害による被害の状況及び要請理由

⑵　必要とする物資等の品目、規格及び数量等

⑶　応援従事職員の職種及び人数

⑷　応援を受けたい期間

⑸　応援の実施に係る場所

⑹　前各号に掲げるもののほか、被災市が必要と認める事項

（応援の実施等）

第４条　応援市は、前条の応援要請を受けたときは、直ちに可能な範囲内における応援を行うものとする。

２　応援市が応援を実施できない場合は、速やかに被災市にその旨を通知しなければならない。

（指揮）

第５条　応援従事職員は、法６７条第２項の規定により被災市の長の指揮の下に行動するものとする。

２　指揮は、応援従事職員を代表する者に対して行うものとする。

（経費の負担）

第６条　応援に要する経費は、法令に定めがあるものを除くほか法第９２条の規定により被災市が負担することを原則とする。

２　応援従事職員に支払われるべき給料、諸手当及び旅費は、応援市が負担するものとする。

３　応援に要する経費について前２項の規定によりがたいときは、その都度協定市が協議して定める。

（災害補償等）

第７条　応援従事職員がその職務上負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は負傷若しくは疾病の治癒後において障害を有するに至った場合における保障は、応援市の負担により行うものとする。

２　応援従事職員がその職務上第三者に損害を与えた場合は、その損害の原因となった事由が協定市間の往復の途上において発生したものであるときを除き、被災市が賠償の責務を負うものとする。

３　前項の規定により被災市が賠償の責務を負う場合において、第三者から応援市に損害賠償の請求があり、応援市が損害賠償を行ったときは、被災市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を応援市に支払うものとする。

４　第２項の規定により応援市が賠償の責務を負う場合において、第三者から被災市に損害賠償の請求があり、被災市が損害賠償を行ったときは、応援市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を被災市に支払うものとする。

（連絡窓口）

第８条　協定市は、必要な情報を相互に交換し、応援を円滑に行うことができるよう常に連絡担当部局、連絡責任者、電話番号その他連絡に必要な事項を相互に明らかにしておくものとする。

（資料の交換）

第９条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の参考資料を交換するものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、協定市が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の３月３１日を初年度の最終日とし、以後は４月１日から翌年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１月前までに協定市のいずれかから協定の解除又は変更の申し出がないときは、更に１年延長するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、各自１通を保有する。

平成２８年４月１５日

岐阜県羽島市竹鼻町５５番地
羽島市

羽島市長

大阪府阪南市尾崎町３５番地の１
阪南市

阪南市長

災害時相互応援協定

岐阜県羽島市と山形県村山市（以下「協定市」という。）は、相互扶助の精神に基づき、災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する災害をいう。以下同じ。）の発生時において相互に応援することに関し、次のとおり協定を締結する。

（相互応援）

第１条　協定市は、そのいずれかの区域において災害が発生した場合に、災害が発生した市（以下「被災市」という。）に対し、もう一方の市が被災市の行う災害応急対策に関し応援するものとする。

２　前項の規定により行う応援は、応援を行う市（以下「応援市」という。）において業務に重大な支障がない限り行うものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

⑴　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

⑵　応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

⑶　応急復旧等に必要な職員（以下「応援従事職員」という。）の派遣

⑷　前各号に掲げるもののほか、被災市から要請のあった事項

（応援の要請）

第３条　被災市は、前条各号の応援を受けようとするときは、法第６７条第１項の規定により応援市に応援を求めるものとする。

２　前項の規定により応援を求める方法は、次に掲げる事項を明記の上、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、状況に応じて電話その他の早期に情報の伝達が可能な方法により要請し、事後文書を提出するものとする。

⑴　災害による被害の状況及び要請理由

⑵　必要とする物資等の品目、規格及び数量等

⑶　応援従事職員の職種及び人数

⑷　応援を受けたい期間

⑸　応援の実施に係る場所

⑹　前各号に掲げるもののほか、被災市が必要と認める事項

（応援の実施等）

第４条　応援市は、前条の応援要請を受けたときは、直ちに可能な範囲内における応援を行うものとする。

２　応援市が応援を実施できない場合は、速やかに被災市にその旨を通知しなければならない。

（指揮）

第５条　応援従事職員は、法６７条第２項の規定により被災市の長の指揮の下に行動するものとする。

２　指揮は、応援従事職員を代表する者に対して行うものとする。

（経費の負担）

第６条　応援に要する経費は、法令に定めがあるものを除くほか法第９２条の規定により被災市が負担することを原則とする。

２　応援従事職員に支払われるべき給料、諸手当及び旅費は、応援市が負担するものとする。

３　応援に要する経費について前２項の規定によりがたいときは、その都度協定市が協議して定める。

（災害補償等）

第７条　応援従事職員がその職務上負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は負傷若しくは疾病の治癒後において障害を有するに至った場合における保障は、応援市の負担により行うものとする。

２　応援従事職員がその職務上第三者に損害を与えた場合は、その損害の原因となった事由が協定市間の往復の途上において発生したものであるときを除き、被災市が賠償の責務を負うものとする。

３　前項の規定により被災市が賠償の責務を負う場合において、第三者から応援市に損害賠償の請求があり、応援市が損害賠償を行ったときは、被災市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を応援市に支払うものとする。

４　第２項の規定により応援市が賠償の責務を負う場合において、第三者から被災市に損害賠償の請求があり、被災市が損害賠償を行ったときは、応援市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を被災市に支払うものとする。

（連絡窓口）

第８条　協定市は、必要な情報を相互に交換し、応援を円滑に行うことができるよう常に連絡担当部局、連絡責任者、電話番号その他連絡に必要な事項を相互に明らかにしておくものとする。

（資料の交換）

第９条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の参考資料を交換するものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、協定市が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の３月３１日を初年度の最終日とし、以後は４月１日から翌年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１月前までに協定市のいずれかから協定の解除又は変更の申し出がないときは、更に１年延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、協定市それぞれ署名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２８年４月２０日

羽島市

羽島市長

村山市

村山市長

災害時相互応援協定書

岐阜県羽島市、大阪府羽曳野市、岐阜県海津市、（以下「協定市」と総称する。）は、相互扶助の精神に基づき、災害（災害対策基本法（昭和３６年法律２２３号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する災害をいう。以下同じ。）の発生時において相互に応援することに関し、次のとおり協定を締結する。

（相互に行う応援）

第１条　災害が発生した場合において独自では十分に被災者の救援の応急措置等が実施できない協定市又は災害が発生するおそれがある場合において独自の安全な避難所の確保等が実施できない協定市（以下「被災市」という。）からの応援要請に、他の協定市（以下「応援市」という。）は被災市の行う災害応急対策に関し法第６７条第１項の規定に基づく応援（以下「応援」という。）を実施する。

２　応援は、応援市の長において過剰な負担とならないと認められる範囲において、実施するものとする。

（応援の内容）

第２条　応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 食糧、飲料水及び生活必需物資等の提供

(2) 応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

(3) 応急復旧等に必要な職員の派遣

(4) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん

(5) 前各号に掲げるもののほか、被災市から要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第３条　応援を求める方法は、次に掲げる事項について、状況に応じ可能な範囲において明らかにし、口頭により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

(1) 災害による被害の状況

(2) 前条第１号及び第２号の物資等の品目、規格、数量等

(3) 前条第３号の派遣に従事する職員（以下「応援従事職員」という。）の職種及び人数

(4) 応援を受けたい期間
(5) 応援実施に係る場所及び当該場所までの経路
(6) 前各号に掲げるもののほか、被災市が必要と認める事項

（応援の実施）
第４条　応援市は、応援の求めを受けたときは、速やかに可能な範囲内において応援を実施するものとする。
２　応援市は、応援の要求がない場合において、被災市に対し応援を行うべきであると認めたときは、必要と認めた範囲における応援（以下「自主応援活動」という。）を実施するものとする。

（指揮権）
第５条　応援従事職員は、法第６７条第２項の規定により被災市の長の指揮のもとに行動するものとする。

（応援経費の負担）
第６条　応援に要する経費の負担は、法令に定めるものを除くほか、法第９２条の規定により被災市が負担することを原則とする。
２　前項の規定にかかわらず、自主応援活動に要する経費は、法で定めるものを除くほか、応援市が負担するものとする。
３　応援従事職員に支払われるべき給料、手当及び旅費は、法令に定めるものを除くほか、応援市が負担するものとする。
４　応援に関する経費について前３項の規定によりがたいときは、その都度協定市が協議して決めるものとする。

（災害補償等）
第７条　応援従事職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）の規定によるもののほか、応援市の負担により行うものとする。
２　応援従事職員が、公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市が、被災市への往復経路の途中に生じたものについては応援市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（連絡窓口）

第８条　協定市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、第３条に掲げる要請に関する事項の連絡を確実かつ円滑に行うものとする。

（情報の交換）

第９条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、相互に情報の交換を行うものとする。

（協定の期間）

第１０条　本協定は、協定を締結した日から効力を有する。

２　本協定の有効期間は、協定の効力発生の日から１年間とする。ただし、協定の有効期間満了日の１か月までに、協定市のいずれからも書面により異議の申出がないときは、有効期限の満了する日の翌日から更に１年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（協議事項）

第１１条　この協定の定めのない事項及び、この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、協定市が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し、協定市の長が署名押印の上、各１通を保有する。

令和６年１０月２８日

岐阜県羽島市

羽島市長

大阪府羽曳野市

羽曳野市長

岐阜県海津市

海津市長

災害支援協力に関する協定

羽島市（以下「甲」という。）と羽島市内郵便局（以下「乙」という。）は、羽島市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害をいう。

（協力要請）

第２条　甲及び乙は、羽島市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1)　甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(2)　郵便局ネットワークを活用した広報活動

(3)　災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ　被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(4)　乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(5)　避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項（注）

(6)　株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(7)　前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（注）　避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配付・回収を含む。

２　甲又は乙は、協力要請を行おうとするときは、場所、内容等を記した書面により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後、速やかに書面を送付するものとする。

３　甲及び乙は、災害時における支援協力を円滑に実施するため、それぞれの連絡責任者を定めるものとする。

（協力の実施）

第３条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第４条　第２条に規定する協力要請に対し、協力した者が要した経費については、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、要請した者が負担する。

２　前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第５条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第６条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１月前までに甲乙のいずれかから協定の解除又は変更の申し出がないときは、更に１年延長するものとし、以後同様とする。

（その他）

第９条　この協定書の成立に伴い、甲と乙（羽島郵便局長）が平成１０年９月２１日に締結した「災害支援協力に関する覚書」を解消する。

この協定の締結を証するため、本協定書６通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年　１月１６日

甲　羽 島 市 長

乙　日本郵便株式会社　羽島郵便局長

日本郵便株式会社　羽島竹鼻郵便局長

日本郵便株式会社　足近郵便局長

日本郵便株式会社　羽島上中郵便局長

日本郵便株式会社　桑原郵便局長

災害時の応急対策に関する協定

○協定　平成１３年６月　８日
○改正　平成１６年１月１５日

羽島市（以下「甲」という。）と羽島市土木組合、羽島市建築工業会、羽島市緑地建設業協会（以下「乙」という。）は、地震等による災害の発生が予測される場合及び災害時の応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、羽島市地域に地震等による災害の発生が予測される場合及び災害が発生した場合に、被災者の救助、施設の応急復旧等応急対策を実施するため、必要な機械器具及びその操作員を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定するものをいう。

（機械器具等の確保）

第３条　乙は、応急対策を実施するために必要な機械器具及び操作員等により「建設防災支援隊を組織して、甲の要請に基づき速やかに提供できる体制を確保しておくものとする。

（協力要請等）

第４条　甲は、応急対策を実施するため必要がある場合は、乙に対して協力の要請をすることができる。

（要請内容等）

第５条　甲は、前条に定める要請を行う場合には、被害の状況、場所、活動内容、機械器具の種類と数量、操作員等の人員について、乙に連絡するものとする。なお、甲は応急対策の実施を要請する時は、甲の責任者を乙に対して明確にするものとする。

　ただし、緊急を要するとき又は災害により通信が不能となり甲が要請できない状況にあるときは、乙の判断により被害状況を把握し、被災者救助等の応急対策を行うものとする。

（応援）

第６条　乙は、前２条の協力要請の連絡を受けたときは、速やかに甲の要請内容に基づき体制を確立の上、必要な人員、機械器具を確保し、甲が行う応急対策に協力するものとする。

２　被災者救助等の応急対策が完了した場合、乙は甲に対して応急対策に係る活動場所、内容並びに開始及び終了時間等を速やかに書面等にて報告するものとする。

３　甲は、乙に協力要請をした場合には、応急対策を実施する場所へ担当員を派遣するものとする。

（費用）

第７条　乙がこの協定に基づく応急対策の実施のために要した費用については、甲が定める基準により積算した額を甲が負担するものとする。

（情報の交換）

第８条　甲及び乙は、協力要請事項等についての情報の交換を必要に応じて行うものとする。

（連絡責任者）

第９条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災交通課長、乙においては羽島市土木組合長とする。

（協議）
第１０条　この協定に定めがない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、その都度双方協議上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書４通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成１６年１月１５日

甲　羽島市長

乙　羽島市土木組合
組合長

羽島市建築工業会
会　長

羽島市緑地建設業協会
理事長

災害時の応急対策に関する協定の変更協定

羽島市（以下「甲」という。）と羽島市土木組合、羽島市建築工業会、羽島市緑地建設業協会（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策について平成１６年１月１５日付けで締結した災害時の応急対策に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第９条中「防災交通課長」を「羽島市市長室危機管理課長」に変更する。

以上のとおり協定を締結したことの証として、この協定書４通を作成し、双方記名押印の上、現協定書とともにそれぞれ１通を保有する。

平成２８年４月１日

甲　羽島市長

乙　羽島市土木組合
組合長

羽島市建築工業会
会　長

羽島市緑地建設業協会
理事長

災害時における応急対策資機材の貸出し等に関する協定書

羽島市（以下「甲」という。）と岐阜県自動車整備振興会岐阜南ブロック羽島市支部（以下「乙」という。）は、羽島市内において地震、風水害、大火災その他の大規模災害が発生した場合（以下「災害等」という。）に、人命救助のため地域住民が緊急に必要とする資機材の貸出し及び資機材操作人員の派遣並びに災害対策活動の支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、羽島市内において災害等が発生した場合に、地域住民の人命救助及び必要な資機材の速やかな確保のために、乙が所有する整備工具等（以下「工具」という）及び車両の貸出し並びに車両操作人員の派遣並びに甲の災害対策活動の支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（種類等）

第２条　この協定において、乙が貸出す工具は、パンタグラフジャッキ、ダルマジャッキ、ハンマーその他人命救助のために有効な工具とする。

２　この協定において乙が貸出す車両は、積載車、クレーン車その他瓦礫及び一般車両等の撤去に有効な車両とし、車両の操作に必要な人員は乙が派遣するものとする。

（支援協力）

第３条　甲は、乙に対し、次の各号に掲げる協力（以下「支援協力」という。）を要請することができる。

⑴　災害発生時に緊急車両の通行の障害となる車両等の撤去

⑵　一般車両の故障による二次災害等の危険防止活動

⑶　乙が所有する工具及び車両の貸出し並びに車両操作人員の派遣

２　前項に定めのない事項については、甲乙協議の上、協力を要請することができる。

（支援協力要請）

第４条　甲は、乙に対し、前条に規定する支援協力を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにし、書面により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに書面を送付するものとする。

⑴　支援協力の種類

⑵　支援協力の具体的な内容及び場所

⑶　支援協力を希望する期間

（支援協力の実施）

第５条　乙は前条の要請を受けたときは、直ちに支援を実施するものとし、クレーン車等を用いる車両等の撤去については、市職員等の立会いのもと可能な範囲で協力するものとする。

（報告）

第６条　乙は、支援協力を実施したときは、書面又は口頭により次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。

⑴　支援を行った者の氏名及び住所

⑵　貸出した工具及び車両の種類並びに数量並びに派遣した人数
⑶　貸出し及び派遣した日時
⑷　その他必要と認められる事項

（連絡窓口）

第７条　甲及び乙は、本協定に基づく応援要請等に関する連絡責任者を指定し、互いに通知するものとする。なお、連絡責任者に変更があった場合には、相手方に対し直ちに通知するものとする。

（費用弁償等）

第８条　乙が、甲の要請により支援協力に要した経費については、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。なお、貸出した工具及び車両の費用並びに派遣した人員の人件費は、災害発生の直前における適正な価格とする。

２　支援協力に従事した者が、当該支援協力において、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態になった場合の災害補償は、乙の加入する労働者災害補償保険により補償するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１月前までに甲乙のいずれかから協定の解除又は変更の申し出がないときは、更に１年延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙署名押印の上、各自１通を保有する。

平成２８年５月２７日

甲　羽島市長

乙　岐阜県自動車整備振興会　岐阜南ブロック羽島市支部
支 部 長

災害時における応急生活物資確保の協力に関する協定

羽島市（以下「甲」という。）及び羽島市農業協同組合（以下「乙」という。）は、羽島市内において地震等による災害が発生が予測される場合及び災害時の被災者に対する応急生活物資の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時による災害の発生が予測される場合及び災害が発生した場合における被災者等に対する応急生活物資を速やかに確保をすることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定するものをいう。

（応急生活物資供給の協力要請）

第３条　災害時等において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対して乙の保有又は供給が可能な商品（以下「保有商品等」という。）の供給について協力を要請することができる。

（応急生活物資供給の協力実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品等の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（応急生活物資の確保）

第５条　甲は、災害時等に乙に対して、保有商品等の品名、数量等の情報の提供を求めることができる。

２　乙は、甲に災害時等に自らが保有する生活物資を速やかに提供できるようにしておくものとする。

３　甲と乙は、平常時から応急生活物資について情報交換を行い災害時等に備えるものとする。

（応急生活物資の運搬）

第６条　応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用）

第７条　第３条及び第６条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

２　前項の規定する費用は、乙が保有商品等の優先供給及び運搬終了後、乙の供給する出荷確認書等に基づき、緊急時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（連絡責任者）

第８条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災交通課長、乙については生活部長とする。

（協議）

第９条　甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

（雑則）

第１０条　この協定に定めがない事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成１３年６月８日

甲　羽島市長

乙　羽島市農業協同組合
代表理事組合長

災害時における応急生活物資確保の協力に関する協定の変更協定

羽島市（以下「甲」という。）とぎふ農協協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における協力について平成１３年６月８日付けで締結した災害時における応急生活物資確保の協力に関する協定の一部を変更する協定を、次のとおり締結する。

協定中「羽島市農業協同組合」を「ぎふ農業協同組合」に変更する。
第８条中「生活部長」を「生活事業部長」に変更する。

以上のとおり協定を締結したことの証として、この協定書２通を作成し、双方記名押印の上、現協定書とともに甲乙それぞれ１通を保有する。

平成２０年１０月２０日

甲　羽　島　市　長

乙　ぎふ農業協同組合
代表理事組合長

災害時における応急生活物資確保の協力に関する協定の変更協定

羽島市（以下「甲」という。）とぎふ農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における協力について平成１３年６月８日付けで締結した災害時における応急生活物資確保の協力に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第８条中「防災交通課長」を「羽島市市長室危機管理課長」に変更する。

以上のとおり協定を締結したことの証として、この協定書２通を作成し、双方記名押印の上、現協定書とともにそれぞれ１通を保有する。

平成２８年４月１日

甲　羽島市長

乙　ぎふ農業協同組合
代表理事組合長

災害時における生活必需物資の調達に関する協定

羽島市（以下「甲」という。）と株式会社バロー（以下「乙」という。）とは、災害発生時における市町村民の生命を守り、その生活を維持するために必要な物資の調達・運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（物資調達の要請）
第１条　甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められたときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。
　なお、要請にあたっては、同一の災害において県と市（町）からの要請が重複しないよう、県との連携を充分に図ることとする。
（１）羽島市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき

（調達物資の範囲）
第２条　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造が可能な物資とする。
（１）別表「確保が必要な物資」に掲げる食料品、飲料水、日用品
（２）その他甲が指定する物資

（要請の方法）
第３条　甲は、第１条に基づく要請を行う場合は、別紙１「物資調達要請文書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）
第４条　乙は、第１条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙２「物資可能数量・措置の状況報告書」により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引き渡し）
第５条　物資の引き渡し場所は、乙の支店の中から甲が状況に応じ、指定するものとし、引き渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。
２　甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
３　甲は、当該場所への物資運搬は乙の指定業者が行うことを予め承諾する。

（費用）
第６条　第２条の調達物資の対価は、甲が負担するものとする。
２　甲が負担する額は、引き渡し場所への運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、災害発生直前の乙の店舗での販売価格とする。
３　乙が行った運搬に関する費用は、乙の通常の商品運送業務と異なる引き渡し場所が発生する場合は甲の負担とする。

（費用の支払い）
第７条　甲が引き取った物資及び乙が行った運搬等の費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

（担当者等の報告）
第８条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合は直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）
第１０条　この協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれも意思表示がないときは、更新されたものとする。

（解除）
第１１条　この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日１箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが１通を保有するものとする。

平成１９年１０月１２日

甲　住所

羽島市長

乙　住所

株式会社　バロー
代表取締役

別表

確保が必要な物資

期間	災　害　直　後	災害発生３日以降
想定	ライフラインストップ	電気・水道復旧
食料品 飲料水	（調理不要な食品） おにぎり 弁　　当 パ　　ン 缶　　詰 飲 料 水（お茶等） 粉ミルク その他	（主食及び副食） おにぎり 弁　　当 パ　　ン 缶　　詰 カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 飲 料 水（お茶等） そ の 他
日用品	下着類、タオル、毛布、タオルケット、軍手、おむつ（紙）、生理用品、簡易トイレ、トイレットペーパー、ウエットティッシュ、石けん、洗剤、ビニール袋、箸、スプーン、フォーク、紙コップ、灰皿、カセットボンベ式ガス器具、カセットボンベ、マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、ロウソク	

※　上記以外で必要な物資については、別に協議すること。

別紙１　物資調達要請文書

年　　月　　日

会社名　　株式会社バロー
代表者　　代表取締役社長　　様
担当部署

羽島市長

災害救助に必要な物資の調達の要請について

災害時における生活必需物資の調達に関する協定（平成１９年１０月１２日締結。以下「協定という。」）に基づき、下記のとおり要請します。
なお、協定第４条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要　請　品　目	要請数量	搬入希望場所
月　日から 月　日まで			

※要請数量は、１日あたり数量とする。

連絡先
羽島市　　部　　課
担当者
電　話　（　　）　　－
ＦＡＸ　（　　）　　－
電子メール

別紙２　物資可能数量・措置の状況報告書

年　　月　　日

羽島市長　　様

会社名　株式会社バロー
担当部署

災害時における生活必需物資の調達に関する協定（平成１９年１０月１２日締結。以下「協定」という。）第４条及び第８条に基づき、当社の物資可能数量、措置の状況及び連絡先を下記のとおり報告します。

記

１．調達可能数量

災　害　直　後		災害発生３日以降	
品　　名	調達可能数量	品　　名	調達可能数量
（調理不要な食品）		（主食及び副食）	
おにぎり 弁　　当 パ　　ン 缶　　詰 飲料水（お茶等） 粉ミルク その他		おにぎり 弁　　当 パ　　ン 缶　　詰 カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 飲料水（お茶等） その他	
下着類（　　）　タオル（　　）　毛布（　　）　タオルケット（　　）　軍手（　　） おむつ(紙)（　　）　生理用品（　　）　簡易トイレ（　　）　トイレットペーパー（　　） ウエットティッシュ（　　）　石けん（　　）　洗剤（　　）　ビニール袋（　　） 箸（　　）　スプーン（　　）　フォーク（　　）　紙コップ（　　）　灰皿（　　） カセットボンベ式ガス器具（　　）　カセットボンベ（　　）　マッチ（　　） ライター（　　）　懐中電灯（　　）　乾電池（　　）　ロウソク（　　）			

※　協定第４条による報告では、被災がないと想定した場合の１日あたりの最大調達・製造可能量の概数を記入する

２．物資の搬入場所・方法（いずれかに○をつける）

（１）搬入場所

ア　○○市町村が指定する引き渡し場所まで当社が搬入する

イ　当社指定の場所で○○市町村に引き渡し

ウ　その他

（２）搬入方法

ア　陸　路

イ　空　路

ウ　その他

３．災害発生時の当社の連絡先（不通の場合を考慮し、３ケースを記入する）

	所　　在	担当部署	担当者	電話・ＦＡＸ番号
第１順位				ＴＥＬ ＦＡＸ
第２順位				ＴＥＬ ＦＡＸ
第３順位				ＴＥＬ ＦＡＸ

４．その他（連絡事項など）

災害時における生活必需物資の調達に関する協定の変更協定

羽島市（以下「甲」という。）と株式会社バローホールディングス（以下「乙」という。）は、災害時における物資調達について平成１９年１０月１２日付けで締結した災害時における生活必需物資の調達に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

協定中「株式会社バロー」を「株式会社バローホールディングス」に変更する。

別紙１中「株式会社バロー」を「株式会社バローホールディングス」に、「羽島市市民部防災交通課」を「羽島市市長室危機管理課」に変更する。

別紙２中「株式会社バロー」を「株式会社バローホールディングス」に変更する。

以上のとおり協定を締結したことの証として、この協定書２通を作成し、双方記名押印の上、現協定書とともにそれぞれ１通を保有する。

平成２８年４月１日

甲
羽島市長

乙
株式会社バローホールディングス
代表取締役

災害時における物資調達に関する協定書
AGREEMENT WITH THE PROCUREMENT OF SUPPLIES AT THE TIME OF DISASTER

羽島市（以下「甲」という。）とコストコホールセールジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、岐阜羽島倉庫店における災害救助に必要な食料、生活必需品等（以下「物資」という。）の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

Hashima City (hereinafter referred to as "City") and Costco Wholesale Japan (hereinafter referred to as "Costco") have concluded agreement for procurement cooperation of food and necessities of life for disaster relief (hereinafter referred to as "supplies") at *** Warehouse as follows:

（趣旨）

第１条　この協定は、羽島市に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(Objective)

Article 1 This agreement shall provide the necessary matters for smooth implementation of procurement supplies that City doing in cooperation with Costco in the case that a large scale disaster has occurred or is likely to occur in Hashima City.

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の調達について協力を要請することができる。

(Request for Cooperation)

Article 2 City may request to Costco for the cooperation of procurement supplies which Costco has and holds when City needs supplies due to disasters.

（調達物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

(Scope of Procurement Supplies)

Article 3 Supplies that City requests to Costco is those that Costco has and holds from the following.

(1) Supplies set forth attached sheet

(2) Any other supplies designated by City

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、要請理由の内容及びその重大性並びに乙の状況に鑑みて、可能な限り協力するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。ただし、

次の事項に該当する場合は、この限りではない。

(1) 災害により供給能力が低減した場合

(2) 災害により他の優先義務が発生した場合

(3) 乙が被災した場合

(4) 乙が既存会員を優先すべきと判断した場合

(Implementation of Cooperation)

Article 4 Costco, upon receiving a request from City in pursuant to the provisions of the previous clause.

(1) Costco may not be able to satisfy City's request due to reduced capacity.

(2) Costco may not be able to satisfy City's request due to matter of high priority from the disaster.

(3) Damage to Costco.

(4) Member or other additional duties resulting from the disaster.

（要請手続）

第５条　甲は、出荷要請書（様式第１号）により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

(Request Procedure)

Article 5 City shall request for Cooperation to Costco by Shipping request form (Form No.1). City shall, however, request to Costco orally and submit shipping request form quickly after the fact in a case of high emergency.

（運搬）

第６条　運搬は、乙又は乙の指定する者が行う。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(Transportation)

Article 6 Costco or any person designated by Costco shall transport. Costco may, however, request to City for the cooperation of transportation as needed.

（支払）

第７条　甲は、乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）については、乙からの請求書に基づき、遅滞なくその支払を行うものとする。

(Payment)

Article 7 City must pay the fee of supplies provided by Costco and fee of transportation (hereinafter referred to as "payment etc.") without delay.

２　甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する出荷確認書（様式第２号）等に基づき、甲、乙協議の上、災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。

２　Payment etc. that City should pay shall be decided after providing and carrying out supplies as a reasonable price at the time just before disaster upon consultation between both parties based on shipment confirmation (Form No.2) submitted by Costco.

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合については、その都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(Consultation)

Article 8 Any question arising out of, or in connection with, this Agreement or any matter not stipulated herein shall be settled each time upon consultation between both parties.

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、締結の日から 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前１箇月までの間に、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(Term of Agreement)

Article 9 This Agreement shall be effective for 1 year from the day of conclusion. This agreement shall, however, be automatically renewed and continued from year to year unless either party gives to the other an expression of their intentions a month before the end of the term then in effect.

この協定の締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙が署名のうえ、各自１通を保有する。

In witness whereof, the parties hereto have executed this Agreement in duplicate by placing their signatures hereon, and each party shall keep one of the originals.

平成 27 年　11 月　19 日

甲

羽島市

羽島市長

乙

コストコホールセールジャパン株式会社

代表取締役

Costco Wholesale Japan

Representative Director

別表（第３条関係）Appendix(Re:Art.3)

物資の種類 supplies	品名 the name of the Goods
食料 Food	米、パン、コーンフレーク、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、粉ミルク、みそ、しょうゆ、食塩、砂糖、油、漬物、のり、ふりかけ、お茶漬け、卵、牛乳、豆乳、バナナ、ハム・ソーセージ、水、野菜・果物ジュース、清涼飲料水、めん類、肉、野菜、バター・ジャム、緑茶・紅茶・コーヒー、菓子 Rice、Bread、Cornflakes、Instant food、Retort food、Canned food、Powdered milk、Miso、Soy sauce、Salt、Sugar、Oil、Pickles、Seaweed、Rice seasoning、Egg、Milk、Soy milk、Banana、Ham/Sausage、Water、Vegetables Juice/Fruit Juice、Soft drinks、Noodles、Meat、Vegetables、Butter／Jam、Tea／Coffee、Confectionery、
医療用品 medical supplies	絆創膏、※殺虫剤、うがい薬、消毒薬、保湿液、体温計、血圧計、マスク Band-Aid、※Insecticide、Gargles、Disinfectant、Moisturizing liquid、Clinical thermometers、Sphygmomanometers、Mask
寝具、衣料 Bedding, clothes	毛布、寝具、下着、靴下、衣服、※防寒着、タオル Blankets、Bedding、Underwear、Socks、Clothes、※Snowsuits、Towels
日用品 commodity	カセットコンロ、カセットガスボンベ、なべ、食器、スプーン・フォーク、包丁、箸、紙皿、紙コップ、懐中電灯、電池、トイレットペーパー、キッチンペーパー、ウェットティッシュ、歯ブラシ、水歯磨き・歯磨き、口の洗浄液、生理用品、紙おむつ、ホイル、ラップ、洗剤、石けん、※使い捨てカイロ、テープ、ゴム手袋、靴、スリッパ、大人用尿パット、ペーパータオル、ハンドソープ Portable gas stove、Cassette gas、Pots and Pans、Tableware、Table spoons/Table forks、Kitchen knife、Chopsticks、Paper trays、Paper cups、Flashlights、Batteries、Toilet paper、Kitchen paper、Wet wipes、Toothbrush、Dental powder、Cleaning fluid of a mouth、Sanitary products、Disposable diapers、Aluminum foil、Plastic wrap、Detergent、Soap、※Disposable body warmer、Tape、Rubber gloves、Shoes、Slippers、Urine putt for adults、Paper towels、Hand soap
その他 other	ブルーシート、★※扇風機、※ストーブ、発電機、車用インバーター、台車、固形燃料、スコップ、モバイルバッテリー Blue sheets、★※Electric fans、※Stoves、Dynamos、The inverter for car、Hand carts、Solid fuel、Shovels、Mobile batteries

※季節商品　※Seasonal supplies

様式第１号（第５条関係）
Form No. 1　(Re:Art.5)

年　　月　　日
Year　Month　Day

出　荷　要　請　書

Shipping Request Form

コストコホールセールジャパン株式会社
岐阜羽島倉庫店　倉庫店長　　様
To Costco Wholesale Japan Gifu-Hashima Warehouse

羽島市長　　㊞
Mayor of Hashima

災害時における物資調達に関する協定書第５条の規定により、次の物資の供給を要請します。
I will request for providing supplies listed below pursuant to the provision of Article 5 of "AGREEMENT WITH THE PROCUREMENT OF SUPPLIES AT THE TIME OF DISASTER".

品名 the name of the Goods	規格 standard	数量 quantity	引渡場所 delivery place	引渡日時 delivery date and time

様式第２号（第７条関係）
Form No. 2 （Re:Art.7）

年　　月　　日
Year　Month　Day

出　荷　確　認　書

Shipment confirmation

羽島市長　様
To Mayor of　Hashima

コストコホールセールジャパン株式会社
岐阜羽島倉庫店　倉庫店長　　㊞
Costco Wholesale Japan Gifu-Hashima Warehouse

年　　月　　日付けの出荷要請書により、次の物資を供給したことを報告します。
I will report that we provided the supplies listed below by the “Shipping request form”

品名 the name of the Goods	規格 standard	数量 quantity	備考 notes

供給者 provider
所在地 address
名　称 company name
代表者 representative　　㊞

受取確認者　receiving confirmer　　㊞

災害時における生活必需物資調達に関する協定書

羽島市（以下「甲」という。）と株式会社トーカイ（以下「乙」という。）は、羽島市内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲の支援要請に基づく乙の支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における被災者に対する生活必需物資（以下「物資」という。）を供給要請する際の必要事項を定めるものとする。

（支援要請）

第２条　甲は、災害時において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、可能な範囲で物資の供給を要請することができる。

（供給物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

⑴　毛布、布団、車いす、ベッド、マット及びタオル

⑵　その他甲が指定する介護用具

２　乙は、甲から供給要請を受けた物資のうち、要請を受けた時点で乙が調達、加工及び製造が可能な物資について、甲に供給するものとする。

（要請の方法）

第４条　甲は、物資調達要請書（別紙１）により、乙に対して供給の要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって供給を要請し、その後、速やかに書面を送付するものとする。

２　甲及び乙は、災害時における物資の供給を円滑に実施するため、それぞれの連絡責任者を定めるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第５条　乙は、前条の物資調達要請書による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を、物資調達可能数量・措置の状況報告書（別紙２）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって報告し、その後、速やかに書面を送付するものとする。

（物資の引渡し及び運搬）

第６条　物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙及び乙の指定する者による運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

２　甲は、物資引渡し場所に職員又は甲の指名する者を派遣し、物資の数量等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用）

第７条　乙が甲の要請により調達した物資の対価、加工費、梱包費、運搬費等は、甲が負担するものとする。

２　甲が負担する額は、災害発生直前における適正な価格及び費用を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の支払い）

第８条　甲が引き渡しを受けた物資の対価及び乙が行った加工、梱包、運搬等の費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

（疑義の協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１月前までに甲乙のいずれかから協定の解除又は変更の申し出がないときは、更に１年延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙署名押印の上、各自１通を保有する。

平成２８年１０月３１日

甲　羽島市長

乙　株式会社トーカイ

代表取締役社長

別紙１

物 資 調 達 要 請 書

年　月　日

株式会社　トーカイ
代表取締役社長　　様

羽島市長

災害救助に必要な物資の調達の要請について

災害時における生活必需物資の調達に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、協定第４条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	搬入場所

連絡先
羽島市　　部　　課
担当者
電話
Ｅメール

別紙２

物資調達可能数量・措置の状況報告書

年　月　日

羽島市長　　様

株式会社　トーカイ
代表取締役社長

災害時における生活必需物資の調達に関する協定第５条の規定に基づき、当社の物資可能数量、措置の状況及び連絡先を下記のとおり報告します。

記

１　調達可能数量

品　　名	調達可能数量	品　　名	調達可能数量

２　物資の搬入場所・方法

(1) 搬　入　場　所：

(2) 搬　入　方　法：

(3) 連絡先及び担当者名：

災害時における生活必需物資の調達に関する協定

羽島市（以下「甲」という。）とＲサプライ株式会社（以下「乙」という。）は、羽島市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れのある場合（以下「災害時」という。）における乙から甲への物資の調達・運搬について、次のとおり協定を締結する。

（物資調達の要請）
第１条　甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認められたときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

（調達物資の種類）
第２条　甲が乙に供給を要請する物資は、食糧品とする。

（要請の方法）
第３条　甲は、第１条に基づく要請を行う場合は、別紙１「物資調達要請書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）
第４条　乙は、第１条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙２「物資調達可能数量・措置の状況報告書」により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引き渡し）
第５条　物資の引き渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引き渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。
２　甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
３　甲は、当該場所への物資運搬を乙の指定業者が行うことについて予め承諾する。

（費用）
第６条　第２条の調達物資の対価、運搬費等は、甲が負担するものとする。
２　甲が負担する調達物資の対価は、乙が引き渡し場所への運搬終了後に提出する出荷確認等に基づく、災害発生直前の適正販売価格とする。
３　乙が行った運搬に要する費用は、災害発生直前における適正な費用を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の支払い）
第７条　甲が引き取った物資及び乙が行った運搬等の費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

（担当者等の報告）
第８条　甲と乙は、この協定にかかる連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合は直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の３月３１日までとする。
ただし、期間満了の日の１月前までに甲乙のいずれからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、更に１年延長するものとし、以後同様とする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが１通を保有するものとする。

平成２９年１１月１１日

甲　住所

羽島市長

乙　住所

Ｒサプライ株式会社

代表取締役

別紙１

物 資 調 達 要 請 書

年　月　日

Ｒサプライ株式会社

様

羽島市長

災害時における生活必需物資の調達に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、協定第４条の規定に基づき、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	搬入場所

連絡先

羽島市　　部　　課

担当者

電話

Ｅメール

別紙２

物資調達可能数量・措置の状況報告書

年　月　日

羽島市長　　様

Ｒサプライ株式会社

災害時における生活必需物資の調達に関する協定第４条の規定に基づき、当社の物資調達可能数量、措置の状況及び連絡先を下記のとおり報告します。

記

期　　間	品　　目	調達可能数量	搬入場所及び方法

連絡先

部署名

担当者

電　話

Ｅメール

災害時における生活必需物資調達に関する協定書

羽島市（以下「甲」という。）と株式会社ヒロコーポレーション（以下「乙」という。）は、羽島市内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲の支援要請に基づく乙の支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における被災者に対する生活必需物資（以下「物資」という。）を供給要請する際の必要事項を定めるものとする。

（支援要請）

第２条　甲は、災害時において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、可能な範囲で物資の供給を要請することができる。

（供給物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、毛布、布団及びタオルとする。

２　乙は、甲から供給要請を受けた物資のうち、要請を受けた時点で乙が調達、加工及び製造が可能な物資について、甲に供給するものとする。

（要請の方法）

第４条　甲は、物資調達要請書（別紙１）により、乙に対して供給の要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって供給を要請し、その後、速やかに書面を送付するものとする。

２　甲及び乙は、災害時における物資の供給を円滑に実施するため、それぞれの連絡責任者を定めるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第５条　乙は、前条の物資調達要請書による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を、物資調達可能数量・措置の状況報告書（別紙２）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって報告し、その後、速やかに書面を送付するものとする。

（物資の引渡し及び運搬）

第６条　物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙及び乙の指定する者による運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

２　甲は、物資引渡し場所に職員又は甲の指名する者を派遣し、物資の数量等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用）
第７条　乙が甲の要請により調達した物資の対価、加工費、梱包費、運搬費等は、甲が負担するものとする。
２　甲が負担する額は、災害発生直前における適正な価格及び費用を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の支払い）
第８条　甲が引き渡しを受けた物資の対価及び乙が行った加工、梱包、運搬等の費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

（疑義の協議）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）
第１０条　この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１月前までに甲乙のいずれかから協定の解除又は変更の申し出がないときは、更に１年延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年５月３０日

甲　羽島市長

乙　株式会社ヒロコーポレーション
代表取締役

別紙１

物 資 調 達 要 請 書

年　月　日

株式会社ヒロコーポレーション
代表取締役　　様

羽島市長

災害救助に必要な物資の調達の要請について

災害時における生活必需物資の調達に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、協定第４条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	搬入場所

連絡先
羽島市　　部　　課
担当者
電話
Ｅメール

別紙２

物資調達可能数量・措置の状況報告書

年　月　日

羽島市長　　様

株式会社ヒロコーポレーション
代表取締役

災害時における生活必需物資の調達に関する協定第５条の規定に基づき、当社の物資可能数量、措置の状況及び連絡先を下記のとおり報告します。

記

１　調達可能数量

品　　名	調達可能数量	品　　名	調達可能数量

２　物資の搬入場所・方法

(1) 搬　入　場　所：

(2) 搬　入　方　法：

(3) 連絡先及び担当者名：

災害時における生活必需物資調達に関する協定書

羽島市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープぎふ（以下「乙」という。）は、羽島市内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲の支援要請に基づく乙の支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における被災者に対する生活必需物資（以下「物資」という。）を供給要請する際の必要事項を定めるものとする。

（支援要請）

第２条　甲は、災害時において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、可能な範囲で物資の供給を要請することができる。

（供給物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、別表のとおりとし、その他必要な物資は、甲乙協議のうえ、供給を要請できるものとする。

２　乙は、甲から供給要請を受けた物資のうち、要請を受けた時点で乙が調達、加工及び製造が可能な物資について、甲に供給するものとする。

（要請の方法）

第４条　甲は、物資調達要請書（別紙１）により、乙に対して供給の要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって供給を要請し、その後、速やかに書面を送付するものとする。

２　甲及び乙は、災害時における物資の供給を円滑に実施するため、それぞれの連絡責任者を定めるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第５条　乙は、前条の物資調達要請書による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を、物資調達可能数量・措置の状況報告書（別紙２）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって報告し、その後、速やかに書面を送付するものとする。

（物資の引渡し及び運搬）

第６条　物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙及び乙の指定する者による運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

２　甲は、物資引渡し場所に職員又は甲の指名する者を派遣し、物資の数量等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用）

第７条　乙が甲の要請により調達した物資の対価、加工費、梱包費、運搬費等は、甲が負担するものとする。
２　甲が負担する額は、災害発生直前における適正な価格及び費用を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の支払い）
第８条　甲が引き渡しを受けた物資の対価及び乙が行った加工、梱包、運搬等の費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

（広域的な支援体制の整備）
第９条　乙は、他の生活協同組合等との間の連携を強化し、災害時における生活協同組合間相互支援の協定等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

（情報の交換）
第１０条　甲は、災害時において市民に対し応急生活物資の配布場所、品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。
２　甲と乙は、災害時において被災地域、被災者の状況、生活物資の供給等の情報交換を行うものとする。
３　甲と乙は、平常時から連絡体制を確保するとともに、応急生活物資等について情報交換を行い災害時に備えるものとする。

（疑義の協議）
第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）
第１２条　この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１月前までに甲乙のいずれかから協定の解除又は変更の申し出がないときは、更に１年延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年９月１８日

甲　羽島市長

乙　生活協同組合コープぎふ
理事長

別紙１

物 資 調 達 要 請 書

年　月　日

生活協同組合コープぎふ
理事長　　様

羽島市長

災害救助に必要な物資の調達の要請について

災害時における生活必需物資の調達に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、協定第５条により、本要請に対する貴組合の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	搬入場所

連絡先
羽島市　　部　　課
担当者
電話
Ｅメール

別紙２

物資調達可能数量・措置の状況報告書

年　月　日

羽島市長　　様

生活協同組合コープぎふ
理事長

災害時における生活必需物資の調達に関する協定第５条の規定に基づき、当組合の物資可能数量、措置の状況及び連絡先を下記のとおり報告します。

記

１　調達可能数量

品　　名	調達可能数量	品　　名	調達可能数量

２　物資の搬入場所・方法

(1) 搬　入　場　所：

(2) 搬　入　方　法：

(3) 連絡先及び担当者名：

別表

区　分	分　類	品　　目
最優先供給品目	食料品	水（容器入り）、飲料 パン（菓子パン、調理パン、食パン） 果物（バナナ等） レトルト食品（ごはん、おかず類）
主な供給品目	食料品	弁当、インスタントラーメン 缶詰（イージーオープン）、めん類 卵、バター、ジャム 緑茶、コーヒー、紅茶 肉、魚 野菜、果物類
	生活用品・日用品	卓上ガスコンロ、懐中電灯、電池 バケツ、包丁、アルミホイル、ごみ袋 生理用品、トイレットペーパー 紙おむつ、濡れティッシュ、マスク 裁縫キット ふとん
	季節用品	蚊取り線香 使い捨てカイロ 毛布

（１）「最優先供給品目」は、災害直後に最優先で調達、供給する品目
（２）「主な供給品目」は、上記の他、災害規模や被災者のニーズの変化等の状況に対して調達、供給する品目

災害時における生活必需物資の調達に関する協定

羽島市（以下「甲」という。）と株式会社ヤマダ製作所（以下「乙」という。）は、羽島市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れのある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資の調達・運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（物資調達の要請）

第１条　甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認められたときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

（調達物資の種類）

第２条　甲が乙に供給を要請する物資は、パックご飯及びその他食糧品とする。

（要請の方法）

第３条　甲は、第１条に基づく要請を行う場合は、別紙１「物資調達要請書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第４条　乙は、第１条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙２「物資調達可能数量・措置の状況報告書」により甲に報告するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第５条　物資の引渡し場所（以下「引渡し場所」という。）は、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、甲乙協議の上、協力して行うものとする。

２　甲は、引渡し場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第６条　乙が甲に提供する物資のうち、パックご飯 3,000 食分の費用は、無償とする。

２　乙が甲に提供するパックご飯 3,000 食以外の物資及び乙が行った運

搬に関する費用については、災害発生直前における適正な費用を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（担当者等の報告）
第７条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合は直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）
第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解除する意思表示がないときは、さらに１年間更新するものとし、以後も同様とする。

（解除）
第１０条　この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除する日の１箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を締結したことを証するため、本書２通を作成し、甲乙署名押印の上、それぞれが１通を保有するものとする。

令和３年１２月１日

甲

羽島市長

乙

株式会社ヤマダ製作所
農業事業部　深耕ファーム

代表

別紙１

年　　月　　日

会社名
代表者　　様
担当部署

羽島市長

物資調達要請書

災害時における生活必需物資の調達に関する協定（以下「協定」という。）に基づき、下記のとおり要請します。
なお、協定第４条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要　請　品　目	要請数量	引渡し場所
月　日から 月　日まで			

※要請数量は、１日あたり数量とする。

連絡先
羽島市　　部　　課
担当者
電　話　（　　）　　－
ＦＡＸ　（　　）　　－
電子メール

別紙２

年　　月　　日

羽島市長　　様

会社名
担当部署

物資調達可能数量・措置の状況報告書

災害時における生活必需物資の調達に関する協定（以下「協定」という。）第４条に基づき、当社の措置状況を下記のとおり報告します。

記

期　　間	品　　目	調達可能数量	引渡し場所・搬入方法

連絡先

災害時における生活必需物資の調達に関する協定

羽島市（以下「甲」という。）と株式会社コノミヤ（以下「乙」という。）は、羽島市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れのある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資の調達・運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（物資調達の要請）

第１条　甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認められたときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。なお、要請窓口は、乙の運営するトミダヤ羽島店とする。

（調達物資の範囲）

第２条　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造が可能な物資とする。

⑴　別表「確保が必要な物資」に掲げる食料品、飲料水、日用品

⑵　その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第３条　甲は、第１条に基づく要請を行う場合は、別紙１「物資調達要請書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第４条　乙は、第１条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙２「物資調達可能数量・措置の状況報告書」により甲に報告するものとする。なお、乙は、要請された全ての物資をトミダヤ羽島店のみでは調達・製造できない場合、他の店舗との調整等により物資確保に努めるものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第５条　物資の引渡し場所（以下「引渡し場所」という。）は、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

⑵　甲は、引渡し場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

⑶　甲は、引渡し場所への物資運搬は乙の指定業者が行うことを予め承諾する。

（費用）

第６条　第２条の調達物資の対価は、甲が負担するものとする。

⑵　甲が負担する額は、引渡し場所への運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、災害発生直前の乙の店舗での販売価格とする。

⑶　乙が行った運搬に関する費用については、乙の通常の商品運送業務と異なる引渡し場所の場合に限り甲の負担とする。

（費用の支払い）

第７条　甲が引き取った物資及び乙が行った運搬等の費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

（担当者等の報告）

第８条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合は直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）
第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解除する意思表示がないときは、さらに１年間更新するものとし、以後も同様とする。

（解除）
第１１条　この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除する日の１箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を締結したことを証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが１通を保有するものとする。

令和　４年　４月　１日

甲　住所

羽島市長

乙　住所

株式会社コノミヤ
代表取締役

別表

確保が必要な物資

期間	災　害　直　後	災害発生３日以降
想定	ライフラインストップ	電気・水道復旧
食料品 飲料水	（調理不要な食品） おにぎり 弁　　当 パ　　ン 缶　　詰 飲 料 水（お茶等） 液体ミルク 粉ミルク その他	（主食及び副食） おにぎり 弁　　当 パ　　ン 缶　　詰 カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 飲 料 水（お茶等） そ の 他
日用品	下着類、タオル、毛布、タオルケット、軍手、おむつ（紙）、生理用品、簡易トイレ、トイレットペーパー、ウエットティッシュ、石けん、洗剤、ビニール袋、箸、スプーン、フォーク、紙コップ、灰皿、カセットボンベ式ガス器具、カセットボンベ、マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、ロウソク	

※　上記以外で必要な物資については、別に協議すること。

別紙１

年　　月　　日

会社名　　株式会社コノミヤ
代表者　　代表取締役社長　　様
担当部署　東海事業本部　店舗運営部

羽島市長

物資調達要請書

災害時における生活必需物資の調達に関する協定（以下「協定」という。）に基づき、下記のとおり要請します。
なお、協定第４条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要　請　品　目	要請数量	引渡し場所
月　日から 月　日まで			

※要請数量は、１日あたり数量とする。

連絡先
羽島市　　部　　課
担当者
電　話　（　　）　　－
ＦＡＸ　（　　）　　－
電子メール

別紙２

年　　月　　日

羽島市長　　様

会社名　株式会社コノミヤ
代表者　代表取締役社長
担当部署　東海事業本部　店舗運営部

物資調達可能数量・措置の状況報告書

災害時における生活必需物資の調達に関する協定（以下「協定」という。）第４条に基づき、当社の物資調達可能数量及び措置の状況を下記のとおり報告します。

記

１．調達可能数量

災　害　直　後		災害発生３日以降	
品　　名	調達可能数量	品　　名	調達可能数量
（調理不要な食品）		（主食及び副食）	
おにぎり 弁　　当 パ　　ン 缶　　詰 飲料水（お茶等） 液体ミルク 粉ミルク その他		おにぎり 弁　　当 パ　　ン 缶　　詰 カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 飲料水（お茶等） その他	
下着類（　　）　タオル（　　）　毛布（　　）　タオルケット（　　）　軍手（　　） おむつ(紙)（　　）　生理用品（　　）　簡易トイレ（　　）　トイレットペーパー（　　） ウエットティッシュ（　　）　石けん（　　）　洗剤（　　）　ビニール袋（　　） 箸（　　）　スプーン（　　）　フォーク（　　）　紙コップ（　　）　灰皿（　　） カセットボンベ式ガス器具（　　）　カセットボンベ（　　）　マッチ（　　） ライター（　　）　懐中電灯（　　）　乾電池（　　）　ロウソク（　　）			

※　協定第４条による報告では、乙に被災がないと想定した場合の１日あたりの最大調達・製造可能量の概数を記入する

２．物資の搬入場所・方法

（１）搬入場所

（２）搬入方法

災害時における物資供給に関する協定書

羽島市（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第３条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第４条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第５条　第３条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第６条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第７条　物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　第６条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第９条　物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第 10 条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第 11 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和５年４月３日

甲

羽島市長

乙　　NPO 法人　コメリ災害対策センター

理事長

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、 ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て） バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭､木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

地域の健康づくり、福祉の推進並びに大規模災害対応に向けた相互連携に関する協定書

羽島市（以下「甲」という。）と中北薬品株式会社（以下「乙」という。）は、甲の住民が健康で安全に暮らせるまちづくりの実現に向け、相互に連携・協力し、地域の健康づくり、福祉の推進並びに大規模災害に対応をするため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力を行い、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を実施し、地域の健康づくりや福祉の推進並びに大規模災害に対応することを目的とする。

（連携・協力事項等）

第２条　甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

⑴ 健康づくりに関すること
⑵ 食育活動に関すること
⑶ 高齢者、障がい者、子ども等の支援に関すること
⑷ 感染症予防活動に関すること
⑸ 災害時における医薬品、応急生活物資の供給に関すること
⑹ その他、目的達成に寄与すること

２　前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は随時協議を行うものとする。また、具体的な実施事項及び費用負担については、甲及び乙が協議の上決定する。実施内容の詳細については、別に定める。

（守秘義務）

第３条　甲及び乙は、本協定に掲げる連携・協力事項の検討及び実施により知り得た他の当事者（以下「開示者」という。）が有する個人情報（秘密である旨を明示された情報に限る。）を、開示者の承諾なしに、第三者に開示又は漏えいしてはならない。

２　前項の規定は、本協定の有効期間満了後も有効とする。

（協定の有効期間）

第４条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和５年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに甲又は乙から書面による解約を申し出ないときは、この協定と同一条件で更に１年間継続するものとし、その後もこの例による。

（協定の変更）

第５条　甲又は乙が、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上必要な変更を行うことができる。

（疑義等の協議）
第６条　本協定に関する疑義又は定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和４年８月２５日

甲

羽島市

乙

中北薬品株式会社

災害時における医薬品・応急生活物資供給等の協力に関する実施要領

この実施要領は、羽島市（以下「甲」という。）と中北薬品株式会社（以下「乙」という。）が「地域の健康づくり、福祉の推進並びに大規模災害対応に向けた相互連携に関する協定書」（以下「協定書」という。）第２条の規定に基づき、羽島市内（以下「市内」という。）で、地震、風水害、大火災、感染症パンデミック、その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）、及び甲が災害・感染症まん延について、関係自治体等から物資の調達・あっせんを要請されたとき、または救助・応援の必要があるときに、甲の要請に応じ、乙が物資の調達を行うことについて、必要な事項を定める。

（協力の要請）

第１条　甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して物資調達の協力を要請することができる。

（物資の調達範囲）

第２条　甲が乙に調達を要請する物資は、別表に掲げるもののうち、乙が保有する品目とする。なお、品目については、甲、乙が協議の上、必要に応じて適宜見直すものとする。

（要請の手続き）

第３条　甲が乙に対して行う物資の調達要請は、物資の調達要請書（別記様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、要請後速やかに文書を提出するものとする。

（調達の実施等）

第４条　乙は、前条の要請を受けた時は、特別な理由がない限りその要請に基づく物資の調達を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

（物資の運搬・引き渡し）

第５条　乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へ物資を納入するものとする。

２　甲は、乙が物資の運搬を行うときは、物資の運搬のために乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

３　甲は、物資の納入場所に甲の職員又は甲の指名する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引き渡しを受けるものとする。

（代金等の決定）

第６条　甲の要請により乙が調達した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）は、第４条の要請時直前における価格を参考に、甲乙協議の上決定するものとする。

（代金等の請求及び支払）

第７条　乙は前条の規定による代金等の決定後、納品書及び請求書により代金等を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の請求書を受領した日から３０日以内に、その請求額を乙の指定する銀行口座に支払うものとする。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

（資料の提出）

第８条　甲は、この実施要領の円滑な実施を図るため、乙に対して連絡責任者並びに物資の在庫品目及び数量について資料の提出を求めることができる。

（法令の遵守）

第９条　乙は、この実施要領に規定する行為を行うに当たっては、各種法令を遵守するものとする。

（有効期間）

第１０条　この実施要領の有効期間は、協定書と同様とする。

（その他）

第１１条　この実施要領に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

別表（第３条関係）

緊急時応急生活物資

区　　分	品　　目
医薬品	医薬品　消毒剤
衛生材料	マスク　紙おむつ（幼児用・大人用）　生理用品　ニトリル手袋　包帯　ガーゼ、防護服、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル
医療器具	体温計（腋下型、非接触型）
食品・飲料水	粉ミルク　液体ミルク　哺乳瓶　離乳食　お茶　飲料水 ※アレルギー対応品を含む
日用品	タオル　ティッシュ　濡れティッシュ　トイレットペーパー、ペーパータオル

別記様式（第４条関係）

年　　月　　日

物資の調達要請書

中北薬品株式会社　御中

羽島市長

１．物資搬入日時

年　　月　　日　　時　　分に納品

２．物資の搬入先

住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３．災害の状況（災害による道路等損壊状況等）

４．物資の種類

品目	数量

５．現場責任者当

【羽島市の現場責任者】

所属＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　担当者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【羽島市の連絡担当者】

所属＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　担当者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

６．その他必要な事項

羽島市高齢者等見守り活動に関する実施要領

この実施要領は、「地域の健康づくり、福祉の推進並びに大規模災害対応に向けた相互連携に関する協定書」（以下「協定書」という。）第２条の規定に基づき、羽島市と中北薬品株式会社（以下「中北薬品」という。）が行う高齢者等見守り活動の実施に関し必要な事項を定める。

（活動の対象とする地域）

第１条　この実施要領による活動の対象となる地域（以下「対象地域」という。）は、羽島市内で中北薬品が日常的に業務を行う地域とする。

２　中北薬品は、見守り対象地域が変更となったときは、遅滞なく羽島市に連絡するものとする。

（中北薬品の責務）

第２条　中北薬品は、見守り活動を実施するにあたり、日常の業務の範囲において協力可能な体制の整備を行うものとし、その業務の対象者で何らかの異変（「羽島市高齢者等見守り活動の異変に気づくチェックポイント」に該当する事象）を察知した場合、速やかに羽島市に連絡又は通報（以下「連絡等」という。）するものとする。

２　中北薬品は、その職員及び業務の委託者に対し、この実施要領の趣旨を周知し、円滑に見守り活動が行われるように努めるものとする。

３　見守り活動は、中北薬品の思いやり活動の一環として、誠実に行うものとし、その経費は中北薬品の負担とする。

４　中北薬品に所属する職員及び業務の委託者は職務中に高齢者等の異変を発見した場合に、当該職務に支障のない範囲内で羽島市に連絡するものとする。ただし、緊急性があると判断されるときは、必要な措置を行うとともに警察署または消防署へ通報するものとする。

また、その活動範囲は中北薬品に所属する職員の身体に危険が及ばない範囲とし、連絡等の有無、連絡等の内容の適否等について、羽島市は一切の責任を負わないものとする。

（通報）

第３条　中北薬品の職員及び業務の委託者が業務中、その業務の対象者の日常生活で何らかの異変等を察知した場合、救急、警察に通報、その他緊急時を除き、通報責任者へ連絡するものとする。

２　中北薬品の通報責任者は、高齢者等見守り活動連絡票（別紙様式。以下「様式」という。）により、電話及びファックス等で羽島市の通報窓口に通報するものとする。

（通報の受付及び対応）

第４条　中北薬品の通報責任者及び乙の通報窓口は以下のとおりとする。

通報責任者		業務責任者
	電話	ＦＡＸ
通報窓口	羽島市役所 健幸福祉部 高齢福祉課	

電話　　ＦＡＸ

２　羽島市の通報窓口は、第３条２項の通報を受けたときは、本実施要領に従い必要な対応を行うとともに、その対応を記録するものとする。

３　中北薬品及び羽島市は、通報責任者又は通報窓口が変更になったときは、遅滞なく相手方に連絡するものとする。

（羽島市の責務）

第５条　羽島市は、その職員に対しこの協定の趣旨を周知し、円滑に連絡等に対応する体制の整備を行うものとする。

２　羽島市は、中北薬品から通報を受けた場合は、遅滞なく関係機関と連携して必要な対応を行うものとし、その対応状況を中北薬品に連絡するものとする。

３　羽島市は、本協定の趣旨を広報するなど、中北薬品の活動が円滑に進むために必要な支援を行うものとする。

（個人情報の保護）

第６条　中北薬品及び羽島市は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。

（相互連携）

第７条　中北薬品及び羽島市は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、各種情報交換を行う等、相互連携の強化に努めるものとする。

（協議）

第８条　社会情勢の変遷等によって、この協定の内容に疑義が生じた場合又はこの協定に定めの無い事項については、必要に応じ、中北薬品及び羽島市で協議して定めるものとする。

（有効期間）

第９条　この実施要領の有効期間は、協定書と同様とする。

（その他）

第１０条　この実施要領に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、中北薬品及び羽島市で協議の上、決定するものとする。

様式（第３条関係）高齢者等見守り活動連絡票

高齢者等見守り活動連絡票

見守り活動者記載欄	宛　先	市高齢福祉課	
	連絡者	会社名	
		責任者氏名	
		電話	
		FAX	
	異変確認日時	年　月　日　午後　時　分頃	
	対象者氏名（分かる範囲で）		
	住 所		
	電話番号等（分かる範囲で）		
	異変の状況		
	その他補足説明		
	連絡方法		
	対応者の職氏名		

市記載欄	対応日時	年　月　日　午後　時　分頃
	対応者	
	対応状況	

※　市役所高齢福祉課　TEL　　（代表）FAX　－

※土日休日及び夜間等閉庁時
高齢福祉課の担当者へは宿直から連絡します。

災害時における畳の提供に関する協定書

羽島市（以下「甲」という。）と５日で５０００枚の約束。プロジェクト実行委員会（以下「乙」という。）は、災害時における畳の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、羽島市内で地震、風水害その他大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という）に、甲の要請に応じ、避難所等で使用する畳を乙が提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（災害時の要請）

第２条　災害時において、甲は畳の提供を受けようとするときは、乙に対して必要数、受領の日時、受領場所等を明示した提供要請書（別記第１号様式）の提出により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、乙に対し電話等により支援を要請し、その後速やかに提供要請書を提出するものとする。

（提供の実施）

第３条　乙は、前条の規定に基づき甲の要請を受けたときは、可能な範囲において畳の提供に努めるものとする。

２　次の各号に掲げる作業においては、その都度甲乙協議の上、協力して行うものとする。

⑴　避難所等までの畳の輸送

⑵　避難所等における畳の敷設

⑶　避難所等閉鎖後の畳の処理

（費用の負担）

第４条　乙が甲に提供する畳の費用は、無償とする。

２　畳の輸送費及び輸送に関する人件費その他畳の提供に関して生じた費用の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

（情報の交換）

第５条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるとともに、乙は甲の主催する防災訓練等への参加に努めるものとする。

（連絡責任者）
第６条　甲及び乙は、この協定に定める事項を正確かつ円滑に行うため、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合は、速やかに相手方に当該変更事項について連絡するものとする。

（協議事項）
第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）
第８条　この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１月前までに甲乙のいずれかから協定の解除又は変更の申し出がないときは、更に１年延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙署名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２８年８月２日

甲　羽島市長

乙　５日で５０００枚の約束。プロジェクト実行委員会

事務局長・発起人

別記第１号様式（第２条関係）

年　　月　　日

５日で５０００枚の約束。プロジェクト実行委員会

事務局長・発起人　　様

要請者
住　所　岐阜県羽島市竹鼻町 55 番地
名　称　羽島市長　　㊞

災害時における畳提供要請書

平成　　年　　月　　日付「災害時における畳の提供に関する協定書」第 2 条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

１　要請の詳細

受領場所	所在地	必要枚数	希望日時	備考
			月　　日 時頃	
			月　　日 時頃	

２　担当者名及び連絡先

氏　　名

電話番号

災害時における段ボール製簡易ベッド等調達に関する協定書

羽島市（以下「甲」という。）とＫＪコンテナー株式会社（以下「乙」という。）は、羽島市内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲の支援要請に基づく乙の支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時における避難所の設営等に必要な被災者に対する段ボール製簡易ベッド等（以下「物資」という。）を供給要請する際の必要事項を定めるものとする。

（支援要請）

第２条　甲は、災害時において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、可能な範囲で物資の供給を要請することができる。

（供給物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるものとする。

⑴　段ボール製簡易ベッド

⑵　段ボール製シート

⑶　段ボール製間仕切り

⑷　その他乙の取扱商品

２　乙は、甲から供給要請を受けた物資のうち、要請を受けた時点で乙が調達、加工及び製造が可能な物資について、甲に供給するものとする。

（要請の方法）

第４条　甲は、物資調達要請書（別紙１）により、乙に対して供給の要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって供給を要請し、その後、速やかに書面を送付するものとする。

２　甲及び乙は、災害時における物資の供給を円滑に実施するため、それぞれの連絡担当者を定めるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第５条　乙は、前条の物資調達要請書による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を、物資調達可能数量・措置の状況報告書（別紙２）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって報告し、その後、速やかに書面を送付するものとする。

（物資の引渡し及び運搬）

第６条　物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、乙又は乙が指定する者が行うものとする。ただし、乙及び乙の指定する者による運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

２　甲は、物資引渡し場所に職員又は甲の指名する者を派遣し、物資の数量等

を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（物資の回収）

第７条　乙は、引渡しをした物資の使用が終了し、甲から依頼があった場合は、できる限り物資の回収について調整を行い、リサイクルに努めるものとする。

（費用）

第８条　乙が甲の要請により調達した物資の対価、加工費、梱包費、運搬費等は、甲が負担するものとする。

２　甲が負担する額は、災害発生直前における適正な価格及び費用を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の支払い）

第９条　甲が引渡しを受けた物資の対価及び乙が行った加工、梱包、運搬等の費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

（情報の交換）

第１０条　甲は、災害時において市民に対し物資の配布場所、品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

２　甲と乙は、災害時において被災地域、被災者の状況、物資の供給等の情報交換を行うものとする。

３　甲と乙は、平常時から連絡体制を確保するとともに、物資について情報交換を行い災害時に備えるものとする。

（疑義の協議）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期限）

第１２条　この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の３月３１日までとする。ただし、期間満了の１月前までに甲乙のいずれかから協定の解除又は変更の申し出がないときは、更に１年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記入押印の上、各自１通を保有する。

令和４年８月１０日

甲　羽島市長　　松井　聡

乙　ＫＪコンテナー株式会社
代表取締役

別紙１

物 資 調 達 要 請 書

年　月　日

ＫＪコンテナー株式会社
代表取締役　　様

羽島市長

災害救助に必要な物資の調達の要請について

災害時における段ボール製簡易ベッド等調達に関する協定書に基づき、下記の通り要請します。

なお、協定第５条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請品目	要請数量	搬送日時	搬入場所	備考

連絡先
羽島市
担当者
電話
Ｅメール

別紙２

物資調達可能数量・措置の状況報告書

年　月　日

羽島市長　　様

ＫＪコンテナー株式会社
代表取締役

災害時における段ボール製簡易ベッド等調達に関する協定第５条の規定に基づき、当社の物資可能数量、措置の状況及び連絡先を下記のとおり報告します。

記

１　調達可能数量

品　　目	調達可能数量	搬送予定日時	備考

２　物資の搬入場所・方法

⑴　搬　入　場　所：

⑵　搬　入　方　法：

⑶　連絡先及び担当者名：

災害時における物資調達に関する協定書

羽島市（以下「甲」という。）と岐阜県テントシート工業組合（以下「乙」という。）は、羽島市内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲の支援要請に基づく乙の支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において被災者等に対する応急対策に必要なテント・シート類等（以下「物資」という。）を供給要請する際の必要事項を定めるものとする。

（支援要請）

第２条　甲は、災害時において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、可能な範囲で物資の供給を要請することができる。

（供給物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるものとする。

⑴　テント類

⑵　シート類

⑶　その他乙の組合員の取扱商品

２　乙は、甲から供給要請を受けた物資のうち、要請を受けた時点で乙が調達可能な物資について、甲に供給するものとする。

（要請の方法）

第４条　甲は、物資調達要請書（別紙１）により、乙に対して供給の要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって供給を要請し、その後、速やかに書面を送付するものとする。

２　甲及び乙は、災害時における物資の供給を円滑に実施するため、それぞれの連絡担当者を定めるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第５条　乙は、前条の物資調達要請書による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を、物資調達可能数量・措置の状況報告書（別紙２）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって報告し、その後、速やかに書面を送付するものとする。

（物資の引渡し及び運搬）

第６条　物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、乙または乙が指定する者が行うものとする。ただし、乙及び乙の指定する者による運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

２　甲は、物資引渡し場所に職員又は甲の指名する者を派遣し、物資の数量等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用）

第７条　乙が甲の要請により調達した物資の対価、梱包費、運搬費等は、甲が負担するものとする。

２　甲が負担する額は、災害発生直前における適正な価格及び費用を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の支払い）

第８条　甲が引き渡しを受けた物資の対価及び乙が行った梱包、運搬等の費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

（情報の交換）

第９条　甲は、災害時において市民に対し物資の配布場所、品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

２　甲と乙は、災害時において被災地域、被災者の状況、物資の供給等の情報交換を行うものとする。

３　甲と乙は、平常時から連絡体制を確保するとともに、物資について情報交換を行い災害時に備えるものとする。

（疑義の協議）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期限）

第１１条　この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の３月３１日までとする。ただし、期間満了の１月前までに甲乙のいずれかから協定の解除又は変更の申し出がないときは、更に１年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙署名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年７月１７日

甲　羽島市長

乙　岐阜県テントシート工業組合

理事長

別紙１

物 資 調 達 要 請 書

年　月　日

岐阜県テントシート工業組合
理事長　　様

羽島市長

応急対策に必要な物資の調達の要請について

災害時における応急対策物資等調達に関する協定書に基づき、下記の通り要請します。
なお、協定第５条により、本要請に対する御組合の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請品目	要請数量	搬送日時 （※１賃貸借期間）	搬入場所	備考
		（　　）		
		（　　）		
		（　　）		
		（　　）		
		（　　）		
		（　　）		
		（　　）		

※１　賃貸借による場合は、（　）内に期間を記入すること（対象物資等：大型テント）

連絡先
羽島市
担当者
電話
Ｅメール

別紙２

物資調達可能数量・措置の状況報告書

年　月　日

羽島市長　　様

岐阜県テントシート工業組合
理事長

災害時における応急対策物資等調達に関する協定第５条の規定に基づき、当組合の物資可能数量、措置の状況及び連絡先を下記のとおり報告します。

記

１　調達可能数量

品　　目	調達可能数量	搬送予定日時 （※１　賃貸借期間）	備考
		（　　）	
		（　　）	
		（　　）	
		（　　）	
		（　　）	
		（　　）	
		（　　）	

※１　賃貸借による場合は、（　）内に期間を記入すること（対象物資等：大型テント）

２　物資の搬入場所・方法

⑴　搬　　入　　場　　所：

⑵　搬　　入　　方　　法：

⑶　連絡先及び担当者名：

災害時等における医療用物資の調達に関する協定

羽島市（以下「甲」という。）と日興製薬株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時及び感染症蔓延時において羽島市民の生命を守るとともに、感染症の被害を防止するために必要な医療用物資の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害の発生が予測される場合における避難所運営対策及び感染症の蔓延時における感染症対策のため、医療用物資を速やかに確保することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に規定するものをいう。

２　この協定における「感染症」とは、岐阜県感染症対策基本条例（令和２年岐阜県条例第４４号）に規定するものをいう。

３　この協定における「感染症対策」とは、市が実施する感染症に関する対策をいう。

（供給の要請）

第３条　甲は、災害時における避難所及び感染症対策時における公共施設等で使用する消毒用エタノール等を調達する必要があるときは、乙に対し、甲に供給するよう要請することができる。

（要請の方法）

第４条　甲は、物資調達要請書（別紙１）により、乙に対して供給の要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって供給を要請し、その後、速やかに書面を送付するものとする。

２　甲及び乙は、災害時における医療用物資の供給を円滑に実施するため、それぞれの連絡責任者を定めるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第５条　乙は、前条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置に努めるとともに、その措置状況を、物資調達可能数量・措置の状況報告書（別紙２）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって報告し、その後、速やかに書面を送付するものとする。

（物資の引渡し及び運搬）

第６条　物資の引渡し場所は、甲乙双方が協議し、取り決めるものとする。

２　甲は、物資引渡し場所に職員又は甲の指名する者を派遣し、物資の数量等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用）
第７条　乙が甲の要請により調達した物資の対価、加工費、梱包費、運搬費等は、甲が負担するものとする。
２　乙は、甲に供給する医療用物資の単価を一定の水準に保つよう努める。ただし、材料価格の変動による単価の変更については、甲乙協議して定める。
（協議）
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。
（有効期間）
第９条　この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の３月３１日までとする。ただし、期間満了の １ 月前までに甲乙のいずれかから協定の解除又は変更の申し出がないときは、更に１年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年７月１６日

甲　　羽島市長

乙　　日興製薬株式会社

代表取締役社長

（別紙１）

物　資　調　達　要　請　書

年　　月　　日

日興製薬株式会社
代表取締役社長　　様

羽島市長

災害時等における医療用物資の供給の要請について

災害時等における医療用物資の調達に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。
なお、協定第４条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	搬入場所

連絡先
羽島市　　部　　課
担当者
電　話
Ｅメール

（別紙２）

物資調達可能数量・措置の状況報告書

年　　月　　日

羽島市長　　様

日興製薬株式会社
代表取締役社長

災害時等における医療用物資の調達に関する協定に基づき、当社の物資可能数量、措置の状況及び連絡先を下記のとおり報告します。

記

１　調達可能数量

品　　名	調達可能数量	品　　名	調達可能数量

２　物資の搬入場所・方法

(1)　搬　　入　　場　　所：
(2)　搬　　入　　方　　法：
(3)　連絡先及び担当者名：

災害時における応急給水及び上下水道施設応急復旧等に関する協定

羽島市(以下「甲」という。)及び羽島市上下水道工事指定店組合(以下「乙」という。)は、地震等による災害時の応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、羽島市地域に地震等による災害の発生が予測される場合及び災害が発生した場合に、被災者等に対する応急給水の実施並びに上下水道施設の早急な復旧（以下「応急対策」という。）を目的とする。

（用語の定義）

第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定するものをいう。

（保有資器材等の確保）

第３条　乙は、応急対策を実施するために必要な資器材等を甲の要請に基づき速やかに提供できる体制を確保しておくものとする。

（協力要請等）

第４条　甲は、応急対策を実施するため必要がある場合は、乙に対して協力の要請をすることができる。

（要請内容等）

第５条　甲は、前条に定める要請を行う場合には、応急対策の場所、活動内容等について、乙に連絡するものとする。なお、甲は応急対策の実施を要請する場合は、甲の責任者を乙に対して明確にするものとする。

（応援）

第６条　乙は、前２条の協力要請の連絡を受けたときは、速やかに甲の要請内容に基づき体制を確立の上、必要な人員、資器材を確保し、甲が行う応急対策に協力するものとする。

２　甲は、乙に協力要請をした場合には、応急対策を実施する場所へ担当員を派遣するものとする。

（費用）

第７条　乙がこの協定に基づく応急対策の実施のために要した費用については、甲が定める基準により積算した額を甲が負担するものとする。

（情報の交換）

第８条　甲及び乙は、協力要請事項等についての情報の交換を必要に応じて行うものとする。

（連絡責任者）

第９条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては水道課長、乙については羽島市上下水道工事指定店組合長とする。

（協議）

第１０条　甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

（雑則）

第１１条　この協定に定めがない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、その都度双方協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成１３年１１月２６日

甲　羽島市長

乙　羽島市上下水道工事指定店組合
　　組　合　長

災害時における燃料の確保に関する協定

羽島市（以下「甲」という。）及び岐阜県石油商業組合羽島支部（以下「乙」という。）は、地震等による災害時の応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、羽島市地域に地震等による災害の発生が予測される場合及び災害が発生した場合に、被災者等に対する生活用及び応急対策用燃料を速やかに確保をすることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定するものをいう。

（燃料供給の協力要請）

第３条　災害時において甲が必要とするときは、甲は、乙に対して乙の所有又は供給が可能な応急用の燃料（以下「保有燃料」という。）の供給について協力を要請することができる。

（燃料供給の協力実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有燃料の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（保有燃料の確保）

第５条　甲は、災害時に乙に対して、保有燃料の品名、数量等の情報を求めることができる。

２　乙は、甲に災害時に自らが保有する保有燃料を速やかに提供できるようにしておくものとする。

３　甲と乙は、平常時から保有燃料について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（保有燃料の運搬）

第６条　保有燃料の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用）

第７条　第３条及び第６条の規定により乙が供給した保有燃料の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

２　前項の規定する費用は、乙が保有燃料の供給及び運搬終了後、乙の供給する出荷確認書等に基づき、緊急時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（連絡責任者）

第８条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては管財課長、乙については岐阜県石油商業組合羽島支部長とする。

（協議）

第９条　甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

（雑則）

第１０条　この協定に定めがない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、その都度双方協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成１３年１１月２６日

甲　羽　島　市　長

乙　岐阜県石油商業組合羽島支部
　　支　部　長

災害時における熱源確保に関する協定

羽島市（以下「甲」という。）及び社団法人岐阜県エルピーガス協会羽島支部（以下「乙」という。）は、地震等による災害時の応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、羽島市地域に地震等による災害の発生が予測される場合及び災害が発生した場合に、被災者等に対する生活用の熱源を速やかに確保をすることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定するものをいう。

（熱源供給の協力要請）

第３条　災害時において甲が必要とするときは、甲は、乙に対して乙の保有又は供給が可能な応急用の資機材及び熱源（以下「保有資機材等」という。）の供給について協力を要請することができる。

（熱源供給の協力実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有資機材等の供給及び運搬に対する協力に積極的に努めるものとする。

（保有資機材等の確保）

第５条　甲は、災害時に乙に対して、保有資機材等の品名、数量等の情報の提供を求めることができる。

２　乙は、甲に災害時に自らが保有する保有資機材等を速やかに提供できるようにしておくものとする。

３　甲と乙は、平常時から保有資機材等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（保有資機材等の運搬）

第６条　保有資機材等の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用）

第７条　第３条及び第６条の規定により乙が供給した保有資機材等の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

２　前項の規定する費用は、乙が保有資機材等の供給及び運搬終了後、乙の供給する出荷確認書等に基づき、緊急時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（連絡責任者）

第８条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災交通課長、乙については岐阜県エルピーガス協会羽島支部長とする。

（協議）

第９条　甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

（雑則）

第１０条　この協定に定めがない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、その都度双方協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成１３年１１月２６日

甲　羽　島　市　長

乙　社団法人　岐阜県エルピーガス協会羽島支部
　　支　部　長

災害時における熱源確保に関する協定の変更協定

羽島市（以下「甲」という。）と岐阜県ＬＰガス協会岐阜支部羽島市ブロック（以下「乙」という。）は、災害時における熱源確保について平成１３年１１月２６日付けで締結した災害時における熱源確保に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

協定中「社団法人岐阜県エルピーガス協会羽島支部」を「岐阜県ＬＰガス協会岐阜支部羽島市ブロック」に変更する。

第８条中「防災交通課長」を「羽島市市長室危機管理課長」に、「岐阜県エルピーガス協会羽島支部長」を「岐阜県ＬＰガス岐阜支部羽島市ブロック長」に変更する。

以上のとおり協定を締結したことの証として、この協定書２通を作成し、双方記名押印の上、現協定書とともにそれぞれ１通を保有する。

平成２８年４月１日

甲　羽島市長

乙　岐阜県ＬＰガス協会
岐阜支部羽島市ブロック
ブロック長